

# 入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

市民の皆さまへ

## 弱酸性次亜塩素酸水溶液の無料配布を中止します

問い合わせ 危機管理課

広報いるま号外第2号および市公式ホームページ等でお知らせしました、「弱酸性次亜塩素酸水溶液」の無料配布については、大学等の研究機関において「次亜塩素酸水」が新型コロナウイルスの不活性効果があるという実証実験の報告等があり、これまでに2回実施してきました。しかしながら、5月29日の独立行政法人製品評価技術基盤機構の「次亜塩素酸水」に対する検証報告において、新型コロナウイルスへの有効性が確認されていないことや、手指洗浄の安全性または効果について評価が定まっていないなどの報道がありました。このことから、6月6日と6月12日に予定しておりました市民への無料配布を中止させていただくことになりました。

既にお手元に配布させていただいた方につきましては、加湿器等に次亜塩素酸水を入れて室内に噴霧することや、手指洗浄用としてではなく、ドアノブ、机、カウンター、フローリング、キッチン廻り等の除菌にご使用ください。

なお、再度、配布が決まりましたら、広報いるま号外や市公式ホームページ等でお知らせいたします。



市民の皆さまへ

## 特別定額給付金の申請はお早めに

問い合わせ 企画課

特別定額給付金郵送申請分の給付が始まりました。申請書類の審査後、振り込みが決まりましたら、給付日が記載された「交付決定通知書」を送付します。振り込みの確認は、給付日以降にお願いします。  
※オンライン申請の方にも「交付決定通知書」を送付しています。

### ■返送先は入間市が業務を委託している事業者です

郵送による申請書の返送先は、入間市が給付金の業務を委託している、以下の事業者です。個人情報に関しては、細心の注意を払い管理するよう指導した上で契約しています。

### ■申請書が届いていない場合

郵送による申請書の発送は完了しています。まだお手元に届いていない方は、以下までご連絡をお願いいたします。

入間市特別定額給付金コールセンター

☎0120-665-122(平日9:00～17:00)

### 返送先（委託業者）

パーソルワークスデザイン株式会社内  
入間市特別定額給付金事務センター  
〒176-8790  
東京都練馬区豊玉北3-21-7  
アリアス桜台ビル2F

※広報いるま6月1日号に掲載した住所から変更されましたが、返信用封筒には正しく印字されています。

変更前 アリアス桜台ビル6F

変更後 アリアス桜台ビル2F

### 給付金に関する詐欺にご注意ください

- 市や総務省、委託事業者が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることはありません。
- 市や総務省が「定額給付金」の給付のために、手数料の振込を求めることはありません。
- 住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報や電話や郵便、メール、SMS（ショートメールサービス）を使用しての問い合わせをすることはありません。
- 通帳やキャッシュカードを取りに伺いますといった電話をすることはありません。

## 県のイベントの開催要件が段階的に緩和されます

埼玉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの開催停止の協力を要請しているところですが、政府の基本的対処方針等を踏まえ、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間（7月31日まで）を設け、段階的に緩和します。

段階	時期 概ね3週間程度	分類			
		コンサート等 展示会等	プロスポーツ等	お祭り、野外フェス等	
				全国的 広域的	地域の行事
ステップ 1	6月18日(木)まで	屋内 100人以下かつ 収容率50%以下 屋外 200人以下	無観客	×	屋内 100人以下かつ 収容率50%以下 屋外 200人以下
ステップ 2	6月19日(金)から 7月9日(木)まで	1,000人以下かつ 屋内は収容率50%以下			6月1日から 人数制限なし
ステップ 3	7月10日(金)から 7月31日(金)まで	5,000人以下かつ 屋内は収容率50%以下	5,000人以下かつ 屋内は収容率50%以下		

### 留意事項

- ・徹底した感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されていること。
- ・イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。
- ・参加人数に関わらずイベントの形態や場所によってリスクが異なることに十分留意すること。例えば密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず開催にあたってより慎重に検討するよう促すこと。
- ・イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。



## 彩の国「新しい生活様式」安心宣言で 安心を分かち合いましょう

新型コロナウイルスと共存しつつ、社会経済活動を行っていくためには、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の取り組みを定着することが重要です。

埼玉県は、企業・団体向けに感染拡大防止を徹底するガイドラインを、彩の国「新しい生活様式」安心宣言として作成していただく仕組みを作りました。

企業・団体の皆さまが安心宣言に参加し、各事業所等に掲示することで、市民の皆さまはこの宣言を掲げている事業所を安心してご利用いただけます。

皆でこの宣言を守ることによって、新型コロナウイルスに負けない社会を作っていきます。

### 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 三密を徹底的に回避します
  - ・毎時の換気
  - ・一定の数以上の入退制限  
（密閉で対応しないいただきます）
  - ・受付や定数表、案内所での密集防止
  - ・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います
  - ・発熱などの症状がある者の制限
  - ・症状のある従業員の出勤制限
  - ・手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒
  - ・マスクの着用
  - ・共用する物品などの最小化
  - ・異水・排泄物についてはピール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします
  - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
  - ・対応場所の確保
  - ・毎時の換気と消毒の徹底
  - ・共通タオルの禁止、ハンドドライヤーの使用中止
- 4 安心に向けた工夫をします
  - ・事前予約の最大限の活用
  - ・衣類のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません
  - ・密閉空間での激しい運動や大声
  - ・2対1以上の酒類提供
- 6 極力制限します
  - ・一度に休憩する人数の制限
  - ・対面での食事や会話の制限
- 7 重症化リスクに配慮します
  - ・高齢者や持病のある方への配慮  
（高齢者利用待機の設定など）
- 8 新しい働き方に向け努力します
  - ・在宅勤務やオンライン会議
  - ・ローテーション勤務、時差通勤

宣言日：令和 年 月 日

名称： \_\_\_\_\_

※詳細はホームページ（http:// \_\_\_\_\_）をご覧ください



「新しい生活様式」安心宣言イメージ

緊急事態宣言が解除され、これまで休止してきた市主催の事業（講演、会議、イベントなど）を再開するにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、安全に実施するためのガイドラインを設けました。市では、このガイドラインに基づき今後の事業を実施してまいります。

### ■基本的な考え方

屋内外や参加人数に関わらず、本ガイドラインに沿わない市主催の事業や会議等は原則として開催しない。

- 1 開催時間は必要最低限とする。また、実施にあたっては、可能な限り対面しない形式（オンライン開催、書面開催等）を採用する。
- 2 市関係団体（指定管理者を含む）等の実施する事業においても、原則として本ガイドラインの遵守を求める。
- 3 名義後援の許可にあたっては、本ガイドラインの遵守を判断基準とする。
- 4 施設を貸し出す場合は、貸館利用者に原則として本ガイドラインの遵守を求める。

### ■開催等の範囲

- 1 屋内施設
  - (1) 施設の利用にあたっては収容定員の半分を限度とし、必要な感染防止策を実施する。
  - (2) 人数上限については、国の示すイベント開催制限の段階的緩和の目安を基本とする。
- 2 屋外施設
  - (1) 人と人との距離を十分に確保（2 m を目安）できることを前提とし、必要な感染防止策を実施する。
  - (2) 人数上限については、国の示すイベント開催制限の段階的緩和の目安を基本とする。

### ■開催時に必要な感染防止策（事前周知が望ましい）

- 1 会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して排除する。
- 2 人と人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）程度空ける。特に、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方に配慮する。
- 3 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を避けるよう周知する。
- 4 来場者は事前に検温と体調確認を行うこととし、発熱、呼吸器症状（咳や喉の痛みなど）、倦怠感（だるさ）のある場合は参加を断る。
- 5 マスクの着用、手指の消毒を徹底するとともに、こまめに換気を行う。（1～2時間ごとに5～10分を目安に可能な限り2つ以上の窓を同時に開ける。）また、複数の人の手が触れる物品や場所等については定期的に消毒を行う。
- 6 咳エチケットの励行および手洗いの徹底を呼びかけるとともに、感染者が発生した際に的確な対応が図れるような運営に配慮する。また、緊急時には保健所等の公的機関に情報を提供する場合がある旨について周知する。
- 7 2週間以内に国外（感染流行国）に旅行し、または、国内の集団感染施設等を訪問した事実がある場合には来場者自らが申し出ることを周知し、事業等への参加を断る。
- 8 来場者の入場制限や誘導を適宜行う。また、事業等の前後や休憩時間などの交流等については極力控えるよう呼びかける。
- 9 座席数の減や対面を避けるなどの利用者が密接しない座席の配置や、人と人が対面する場合は、アクリル板・透明ビニールカーテン等での遮断などを工夫する。
- 10 上記のほか、国が示す「業種別ガイドライン」等の内容を踏まえ、各施設の実情に応じ、必要な感染症防止対策を講じる。

### ■適用

本ガイドラインについては、令和2年5月26日から適用する。なお、国及び県の対処方針が修正された場合は、その内容を踏まえて適宜見直しを行う。

## 入間市内公共施設の利用を順次再開します

新型コロナウイルス感染症対策として休館・閉鎖していた施設を順次再開します。再開にあたっては、ガイドラインに沿った感染予防を実施し、市民の生命を守るため、安全安心を考えて利用開始日を決定しています。ご利用される方は十分な感染防止策を講じた上でご利用をお願いします。

施設名	用途・場所	区分	利用開始日	担当課
市民体育館	体育館等	屋内	7月1日	スポーツ推進課 2964-1111
運動公園	ソフトボール場・テニスコート等	屋外	6月13日	
	プール	屋外	年度内休止	
武道館	屋内施設	屋内	7月1日	
黒須市民運動場	野球場・サッカー場等	屋外	6月13日	
富士見公園内体育施設	ソフトボール場・少年少女サッカー場	屋外	6月13日	
西武市民運動場	ソフトボール場・テニスコート	屋外	6月13日	
中央公園	野球場・テニスコート	屋外	6月13日	
	プール	屋外	年度内休止	
地区体育館	体育館	屋内	7月1日	
	屋外施設	屋外	6月13日	
地区スポーツ広場	屋外施設	屋外	6月13日	
市民会館	会議室等	屋内	7月1日	自治文化課 2964-1111
市民会館	ホール	屋内	7月10日	
産業文化センター	集会室・研修室・学習室	屋内	7月1日	
文化創造アトリエ「アミーゴ」	貸館	屋内	7月1日	
市民活動センター	活動室	屋内	7月1日	
男女共同参画推進センター	会議室等	屋内	7月1日	人権推進課 2964-2536
公民館（全館）	会議室等	屋内	7月1日	中央公民館 2964-2413
図書館（本館・分館）	貸出窓口（予約資料のみ）	屋内	5月26日	図書館本館 2964-2415
	新規予約開始	屋内	6月2日	
	書架室、新聞・雑誌コーナー	屋内	6月13日	
	閲覧室	屋内	7月1日	
図書館（本館・西武分館・藤沢分館）	夜間開館	屋内	7月1日	
博物館	常設展・売店・レストラン	屋内	6月13日	博物館 2934-7711
	特別展・講座室・茶室等	屋内	7月1日	
西洋館	全館	屋内	7月1日	
児童センター	ホール・遊戯室等	屋内	7月1日	児童センター 2963-9611
青少年活動センター	本館・体育館（条件付貸出）	屋内	7月1日	青少年活動センター 2962-1005
	グラウンド・キャンプ場（条件付貸出） ※8月末まで宿泊中止	屋外	6月13日	
老人福祉センターやまゆり荘	集会室・会議室等	屋内	7月1日	高齢者支援課 2964-1111 ※予約は、やまゆり荘 2934-5315
	ミニゴルフ場（要事前予約）	屋外	6月13日	
	浴室・カラオケ・囲碁・将棋	屋内	当分の間休止	
	送迎バス		当分の間休止	
老人憩いの家	屋内施設	屋内	7月1日	
健康福祉センター	会議室・トレーニング室等	屋内	7月1日	健康管理課 2966-5511 地域保健課 2966-5513
勤労福祉センター	会議室・研修室等	屋内	7月1日	商工観光課 2964-1111
農村環境改善センター	テニスコート等	屋外	6月13日	農業振興課 2964-1111
	多目的ホール・会議室等	屋内	7月1日	
リサイクルプラザ	会議室等	屋内	7月1日	総合クリーンセンター 2934-5546
	リサイクル品の販売・展示室	屋内	6月16日	
桂の里公園	パターコース	屋外	6月13日	

発行日 令和2年6月4日

発行 入間市

編集

危機管理課 新型コロナウイルス感染症対策担当

〒358

8511

入間市豊岡1-16-1

☎2964-1111